

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年3月19日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成19年度 包括外部監査 分

指摘事項		当初措置状況	平成24年度の措置状況	平成25年度の措置状況	担当課
V 社会教育 1 全般 (1) 耐震工事、大規模修繕計画 (報告書88ページ)	<p>学校以外の施設であっても来館者の安全を図る必要があるため、早期により具体的な耐震補強工事計画を策定し、市の長期予算計画に組み込んでおく必要がある。また、設備の更新も、時期を逸すると建物自体の耐用年数に影響を与えることになり、必要な予算も高額になることが想定される。これについても予め更新時期を見込んだ長期的な大規模修繕計画を立案し、市の長期予算計画に反映しておくことが必要である。</p>	<p>指摘事項については、長野市耐震改修促進計画に基づき、災害本部・避難所等に指定された公民館について整備計画を作成し、耐震診断・補強工事等を実施していく予定である。</p> <p>老朽化した公民館については、長期的な改築・改修工事計画を策定し、施設整備を図っていく。</p>	<p>平成23年8月に改定を行った長野市耐震改修促進計画に基づき整備計画を作成し、耐震診断・補強工事等を順次実施している。</p> <p>老朽化した公民館については、長期的な改築・改修工事計画を策定し、施設整備を図っていく。</p>	<p>市立公民館については、長野市耐震改修促進計画に基づき整備計画を作成し、耐震診断・補強工事等を順次実施している。併せて、耐用年数の残りが少なく、施設の傷み具合の著しいものは順次改築等整備を行っている。</p> <p>今年度、公共施設白書が公表されたことから、今後定める施設の再配置計画に整備計画も加え、長期計画とすることとした。</p>	生涯学習課